

3. 法定検査（浄化槽法第7条、第11条）

法定検査を受検してください。

浄化槽が正常に機能しているかを総合的に判断するため、処理された水や清掃状況、日常の保守点検状況を神奈川県知事指定の検査機関が検査します。

法定検査は2種類あります。

■ 7条検査

浄化槽を使い始めて3か月から8か月の間に行う検査です。浄化槽の設置状況が適正か否か、また浄化槽が正常に機能しているかを調べます。

■ 11条検査（定期検査）

毎年1回行う検査です。清掃や保守点検が適正に実施されているか、また浄化槽が正常に機能しているかを調べます。

神奈川県知事指定の検査機関

法定検査の申込はあなたの地区を受け持つ検査機関に直接申し込んでください。

受け持ち地区	検査機関
鶴見区、港北区、 緑区、青葉区、 都筑区	(一財)日本環境衛生センター TEL 044-288-5225 FAX 044-288-4901
神奈川区、西区、 中区、南区、港南区、 保土ヶ谷区、旭区、 磯子区、金沢区、 戸塚区、栄区、泉区、 瀬谷区	(公社)神奈川県生活水保全協会 TEL 045-830-5721 (検査部) FAX 045-830-5722

法定検査料金表（抜粋）

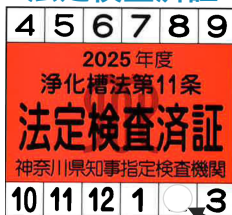
（令和2年4月1日改訂）

人槽（人）	7条検査（円）	11条検査（円）
5～10	12,500	5,500
11～20	14,500	7,700
21～50	17,500	10,000

※50人槽までは、単独処理・合併処理浄化槽とも同一料金です。

シールを確認してください。

法定検査済証



法定検査を受検すると検査済証（シール）が貼られます。

穴の開いている所が検査を実施した月です。シールの色は毎年変わります。

浄化槽清掃済証



清掃を行うと清掃済証（シール）が貼られます。

切り取った所が清掃を実施した月です。シールの色は毎年変わります。

こんなときは

★ブロワ（送風機）が作動していない

故障の際は浄化槽管理士等にみてもらってください。

問合せ先：（公社）神奈川県生活水保全協会

TEL 045-830-5720

★下水道接続工事、排水管の詰まりなどの修理

横浜市排水設備指定工事店に依頼してください。

指定工事店の紹介：横浜市内管工事協同組合

TEL 045-681-6631

★浄化槽を廃止した

資源循環局事業系廃棄物対策課または各区の土木事務所に廃止の届出をしてください。

浄化槽

を管理されている方へ

浄化槽の

1. 保守点検
2. 清掃
3. 法定検査

は、法律で定められた
義務です。



〒231-0005 横浜市中区6-50-10 23階
横浜市資源循環局事業系廃棄物対策課
処理施設指導係

TEL 045-671-2547

FAX 045-663-0125

E-mail sj-jokaso@city.yokohama.lg.jp



1. 保守点検（浄化槽法第8条、第10条）

保守点検は定期的を実施してください。

機器類が故障したり、消毒薬がない状態で浄化槽を使うと、汚れた水が河川などに流れてしまうので、必ず保守点検を行ってください。

保守点検は、専門的な知識や技能を持った「浄化槽管理士」に委託することができます。

保守点検票は3年間保存の義務があります。

主な点検内容

機器の点検・調整
消毒薬の補充
簡易な水質検査
害虫の駆除

標準保守点検回数

処理方式 処理対象人員	単独処理浄化槽		
	分離ばっ気・ 分離接触ばっ 気方式	全ばっ気方式	腐敗方式
20人以下	4か月に 1回以上	3か月に 1回以上	6か月に 1回以上
21～300 人	3か月に 1回以上	2か月に 1回以上	6か月に 1回以上

処理方式 処理対象人員	小型合併処理浄化槽
20人以下	4か月に1回以上
21～50人	3か月に1回以上

保守点検のお問合せは

（公社）神奈川県生活水保全協会
TEL 045-830-5720
FAX 045-830-5722

2. 清掃（浄化槽法第9条、第10条）

清掃は定期的を実施してください。

浄化槽の清掃は、たまった汚泥（かす）を引き抜き、槽内を掃除する作業です。汚泥が槽内にたまりすぎると、悪臭が発生したり、処理されない汚水が流れ出すこともあります。

清掃後は、槽内を満水にしてから使用してください。清掃の記録票は3年間保存の義務があります。

清掃必要回数	全ばっき方式	6か月に1回以上	その他の方式	1年に1回以上
--------	--------	----------	--------	---------

清掃の委託は、横浜市が許可している清掃業者に直接連絡してください。

横浜市内に設置されている浄化槽の清掃は、下記の浄化槽清掃業許可業者一覧表から清掃業者を選んで、直接お申し込みください。清掃料金についても、下記一覧表の浄化槽清掃業許可業者に電話でお問合せください。
（令和6年4月末現在）

許可番号	清掃業者名	所在地	TEL
2007	新見商事有限会社	神奈川区亀住町16-1	045-441-0894
2004	共和興業株式会社	中区長者町9-175 第10吉田ビル402A	045-251-0698
2006	株式会社仲栄興業所	中区石川町3-105-18	045-641-5597
2015	ティーケイケイエンジニアリング株式会社	南区三春台25	045-231-1686
2023	穂和設備衛生有限会社	南区東蒔田町7-16	045-721-5461
2011	浜設備興業株式会社	港南区下永谷5-2-25	045-823-7801
2001	株式会社協同清美	保土ケ谷区今井町859	045-351-1100
2028	有限会社旭掃美	旭区鶴ヶ峰本町1-48-1 今川園B棟201	045-442-8356 090-4096-9296
2008	株式会社富士	旭区下川井町2189	045-952-2098
2010	有限会社アメニティ・ワイ	旭区柏町1-7	045-363-3259
2030	高城興業有限会社	旭区矢指町1876-3	045-952-3377
2020	有限会社三倉プロテクト	金沢区朝比奈町263	045-782-2172
2026	大成興業株式会社	金沢区福浦1-14-10	045-784-9999
2029	株式会社神奈川保健事業社	金沢区鳥浜町4-18	045-791-6333
2025	港北生活環境整備株式会社	港北区仲手原2-22-25	045-401-9791～2
2027	東洋総業株式会社	港北区新羽町1380	045-549-5070
2016	株式会社トーカイ	都筑区池辺町2940-1	045-942-5261
2014	有限会社鈴木企業	栄区公田町1034-1	045-890-6600